

大田市告示第169号

大田市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（平成27年大田市告示第143号）の一部を次のように改正する。

令和4年11月2日

大田市長 楫野弘和

別表第3を次のように改める。

別表第3（第2条関係）

事業費 区分	補助金交付 の対象の事 業内容	基準額	対象経費
放課後 児童支 援員キ ャリア アップ 処遇改 善事業 費	国事業実施 要綱に規定 する放課後 児童支援員 キャリアア ップ処遇改 善事業	1支援の単位当たり年額(1)～(3)の合計額 (1) 放課後児童支援員を配置 対象職員1人当たり 131,000円 (2) 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象職員1人当たり 263,000円 (3) (2)の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事務所長（マネジメント）的立場にある者を配置 対象職員1人当たり 394,000円 ※1支援の単位当たりの基準額は、919,000円を上限とする。 ※事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施に必要な経費（給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険）、賃金、委託料及び補助金
放課後 児童支 援員等 処遇改	国事業実施 要綱に規定 する放課後 児童支援員	支援の単位ごとに次により算出された額の合計額 11,000円×賃金改善対象者数（※）×事業実施月数 ※「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた	放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃

<p>善事業 (9,000 円相当 賃金改 善)</p>	<p>等処遇改善 事業</p>	<p>常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤数数 (常勤換算)を加えたものをいう。令和4年10月1日以 降において、賃金改善が行われている又は賃金改善を 行う見込みの職員数により算出すること。</p> <p>ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増 加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者に反映 し、算出すること。</p> <p>なお、補助基準単価には、当該賃金改善に伴い増加 する法定福利費等の事業主負担分を含んでいる。</p>	<p>金改善)の実 施に必要な経 費</p>
--	---------------------	---	--------------------------------

#### 附 則

この告示は、令和4年11月2日から施行し、令和4年10月1日から適用する。